

鳥取県は平成23年4月1日から  
子どもの医療費助成制度の対象を

中学校卒業までに  
(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

おきく

大  
拡  
げ  
ま  
す  
!

現行 平成23年3月31日まで  
(入院・通院とも)

小学校就学前まで

自己負担額

- ・通院 530円/日上限  
(同じ医療機関の場合、月5回目以降は無料)
- ・入院 1,200円/日上限

子どもの  
医療費助成  
制度とは？

子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう医療費の一部を本人に代わり、県と市町村で負担する制度です。

県内の医療機関で受給資格証と保険証を提示して受診すると、負担額が通院の場合は日額530円、入院の場合は日額1,200円までとなります(院外薬局での薬代は無料です)。

青色の特別優待受給資格者指定が必要で、

医療費の助成を受けるためには青色の受給資格証が必要です。新たに対象となるお子様にはお住まいの市町村から案内がありますので申請手続きを行ってください。

『とっとり子ども救急ダイヤル』を  
ご利用ください

休日や夜間にお子様の病気やケガで緊急に医療機関を受診すべきか、休日薬で様子を見るかなど、心配なときに相談できるサービスです(診療行為ではありません)。

電話番号: #8000  
ダイヤル回数、IP電話の場合は  
03-5772-0576

利用時間: 平日: 午後7時~午後11時  
土日: 午前9時~午後11時

※通話料は無料ですが、通話料は利用者負担となります。

通常の診療時間内に受診しましょう。

急を要さない場合、夜間や休日の受診は控えましょう。救急外来はあくまで緊急事態に備えるためのものです。通常の診療時間内に受診した方が、検査・投薬がスムーズに受けられます。

詳しくは

お住まいの市町村担当課

または 鳥取県子育て支援総室(0857-26-7573)まで



小さな支えが大きな愛  
子育て王国 鳥取